

静岡県公立大学法人釣銭準備金取扱細則

平成 23 年 3 月 1 日 細則第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、静岡県公立大学法人会計規則実施規程第 26 条に定める釣銭準備金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において、釣銭準備金とは、釣銭の支払のため又は両替用として使用するために準備する現金をいう。

(釣銭準備金の設定)

第 3 条 釣銭準備金を置くことのできる部署及び金額は、別表のとおりとする。

(釣銭準備金の取扱い)

第 4 条 各経理単位の出納責任者は、前条に定める部署ごとの室出納責任者に釣銭準備金の出納及び保管の事務を取り扱わせることができる。

(釣銭準備金の保管・管理)

第 5 条 釣銭準備金は、安全な方法により保管し、その他の金銭と区別して管理しなければならない。

(収納金の引継ぎ)

第 6 条 室出納責任者は、収納金を出納責任者に引き継ぐ場合には、釣銭準備金に必要な金種を残して引き継ぐものとする。

(釣銭準備金の記帳)

第 7 条 室出納責任者は、釣銭準備金保管簿（別紙様式）を備え、釣銭準備金を使用した日ごとに、保管額の金種ごとの現在高を記帳しなければならない。

附 則

この細則は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

経理単位	設置部署	金額	事務の範囲
県立大学	出納室	30,000 円	学納金・その他収納
	学生室	10,000 円	証明書交付手数料収納
	附属図書館	20,000 円	文献複写料収納
		30,000 円	コピー機の使用料収納
短期大学部	短期大学部附属図書館	10,000 円	コピー機の使用料収納

